

前橋市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）による水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る事務処理、違反行為に対する指定の取り消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 指定事業者の指定事務又は給水装置工事の管理事務を所管する所属長（以下「所属長」という。）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 所属長は、事実関係の調査において違反行為が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、指定給水装置工事事業者報告書（様式第1号）を作成し、水道局長に報告する。

3 所属長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者からてん末書の提出を求めることができる。

(委員会の開催等の決定)

第3条 水道局長は、前条第2項の報告を受けたときは、違反行為の認定及び措置について、前橋市水道事業給水条例施行規程（平成5年前橋市水道局管理規程第7号）第27条の4第1項に規定される前橋市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）に諮る必要性を関係各課と協議し、委員会開催の要否を決定するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は水道局長、副委員長は経営企画課長、委員は水道整備課長、浄水課長、下水道整備課長及び下水道施設課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を統括し、議事その他を掌理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

4 委員会は、必要があると判断したときは、水道技術管理者その他当該事案に関係のある者の出席を求めることができる。

(回議による決定)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、定例かつ軽易な事項については、委員の回議をもって決することができる。

(結果の報告)

第 7 条 委員長は、事案の審査を終了したとき又は回議により決定したときは、その結果を、理由を添えて書面をもって、前橋市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第 8 条 管理者は、違反行為の内容に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 指定の取消し処分

(2) 指定の停止処分

(3) 文書警告による指導

(4) 口頭注意による指導

2 管理者は、前項の措置を行う場合において、必要があると認めるときは、措置の実施と同時に誓約書(様式第 2 号)の提出を求めることができる。

3 第 1 項の処分又は指導に係る違反行為の認定及び措置の適用基準は、別表のとおりとする。

(意見陳述のための手続)

第 9 条 管理者は、委員会に諮問した事項の審査結果を受けて、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人となる者について、弁明の機会を付与又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、経営企画課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、経営企画課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)及び前橋市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成 1 0 年前橋市水道局管理規程第 5 号)の定めるところによる。

(処分の通知)

第 1 0 条 管理者は決定した処分の内容については、被処分者に対し指定給水装

置工事業業者処分通知書（様式第3号）をもって通知するとともに、その旨を公開し一般に周知しなければならない。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第11条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月12日から施行する。
- 2 前橋市水道局指定給水装置工事業業者処分基準は廃止する。
- 3 前橋市水道局指定給水装置工事業業者審査委員会要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。